

日本学術会議憲章の検討方針案

1. 憲章の構成について

- ・背景説明（作成理由、内容と作成経緯、憲章本文）について

2. 憲章の内容について

<取り入れる点>

- ・法案の目的・使命
 - 我が国の科学者の内外に対する代表機関（ナショナルアカデミー）
 - 学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与
 - 人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献
- ・現行の学術会議法の前文
 - ※ 例：文化国家、平和的発展
- ・声明「科学者の行動規範—改訂版—」（2013 年 1 月 25 日）
 - ※ 特に前文の「独立性」、「自律性」
- ・「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（2021 年 4 月 22 日）
 - ※ 5 要件 ①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性
- ・声明「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」（2025 年 4 月 15 日）
 - ※ 「学術の振興を通じて文化を育み、平和で豊かな社会を作り、国民の安心して生き甲斐があり、健康で文化的な生活の維持増進に貢献していく。」等の記述

<留意点>

- ・2008 年の憲章の継続性（伝統）
- ・衆議院・参議院で可決された附帯決議
- ・日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書（2024 年 12 月 20 日）
 - ※ 学会や審議会ではできないナショナルアカデミーにふさわしいオンリーワンの活動、特に、世界的・社会的にインパクトのある提言等を行うこと
- ・大学・研究機関との連携

3. 憲章案作成後の検討事項について

- ・憲章を国民や社会に広く理解してもらうため、理念と基本方針（使命 MISSION、目標 VISION、価値観 CORE VALUE）の作成を行う。
- ・国外への周知のため、英文化を行う。